

連携中枢都市圏制度の概要

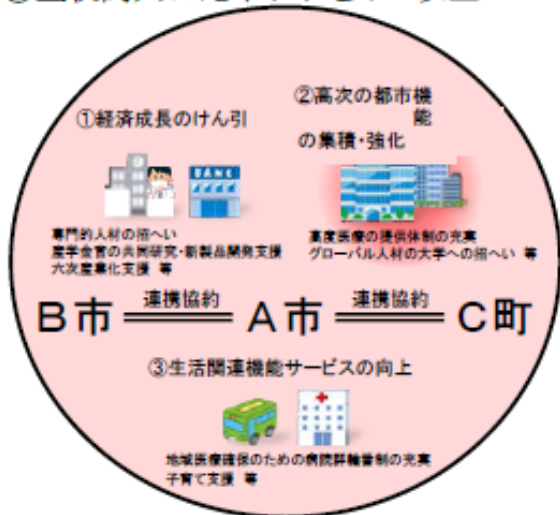
地方圏

<連携中枢都市圏>

連携中枢都市(※)とその近隣市町村の連携

(1)経済成長のけん引、(2)高次都市機能の集積・強化、(3)生活関連機能サービスの向上をねらい

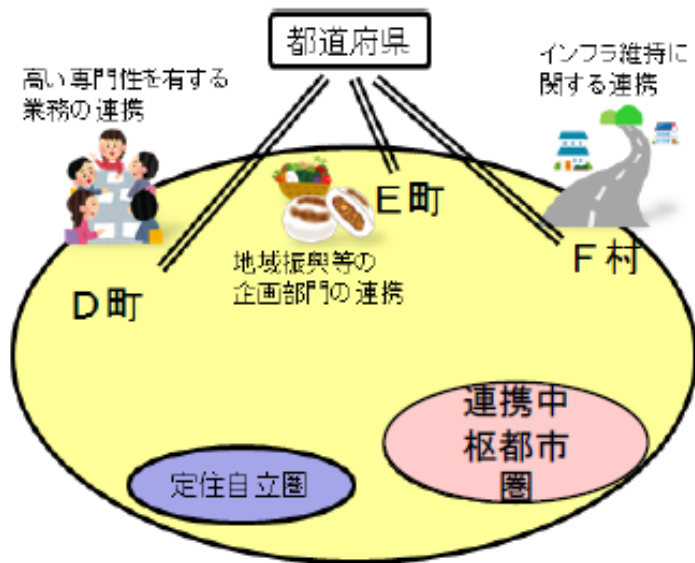
※①指定都市、新中核市(人口20万以上)
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上



※これ以外の地域では「定住自立圏」(①人口5万人程度以上で②昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進

<都道府県による補完>

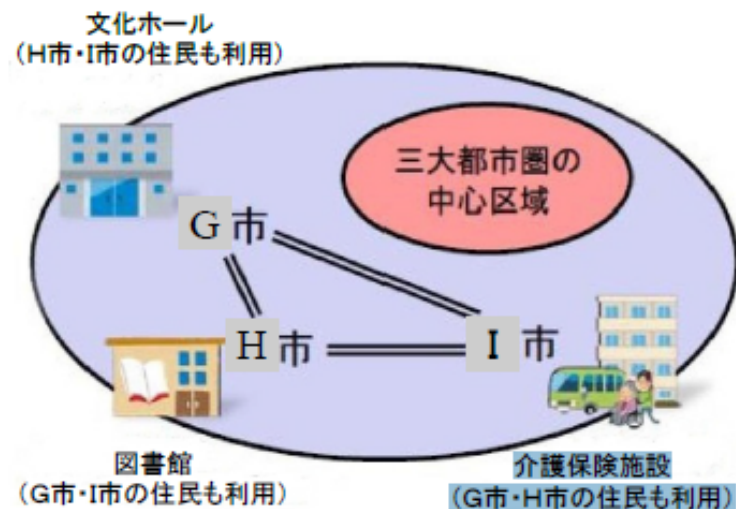
条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完も選択肢**



三大都市圏

<双務的な役割分担>

同程度の規模・能力がある都市の間で、**水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進**



連携中枢都市圏構想

● 構想の目的

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する。

● 構想の対象

対象地域

- 目的に照らし、主として三大都市圏の区域外にある地域が対象
- 三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象。

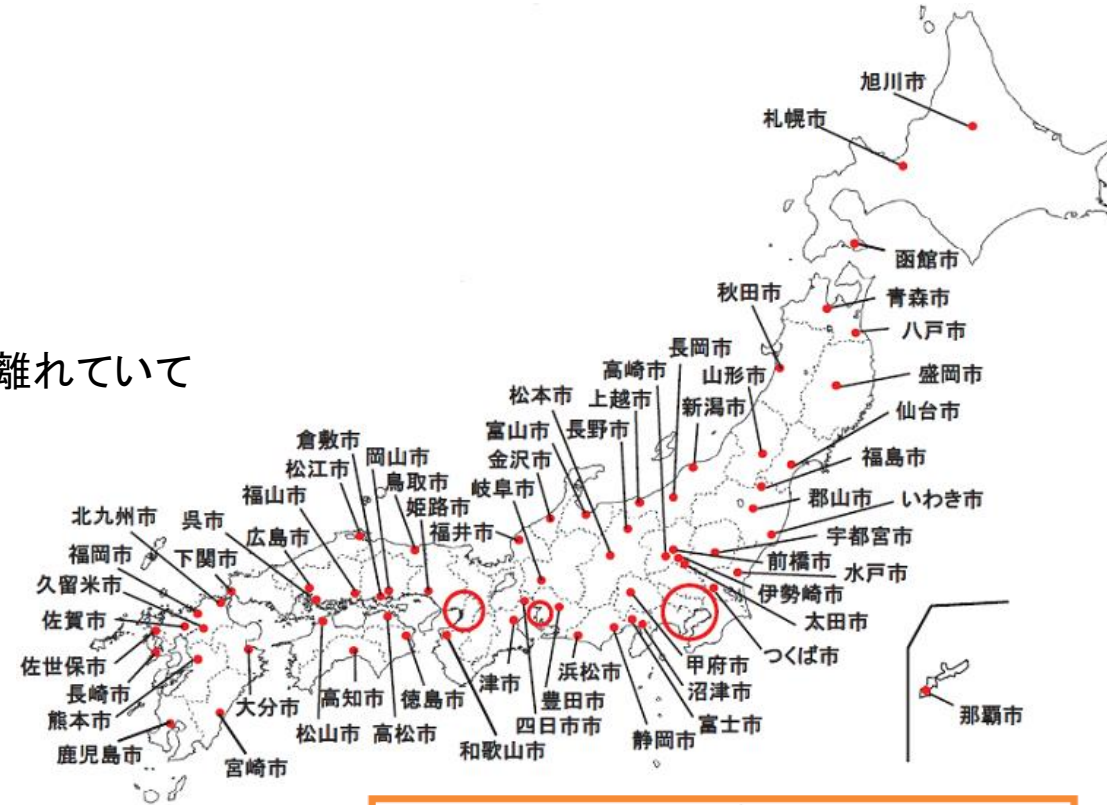
連携中枢都市

- 昼夜間人口比率が概ね1以上であること

本市は0.97(2市合併の場合0.95)

- 三大都市圏内の指定都市及び特別区(23区)への通勤通学者割合が0.1未満であること

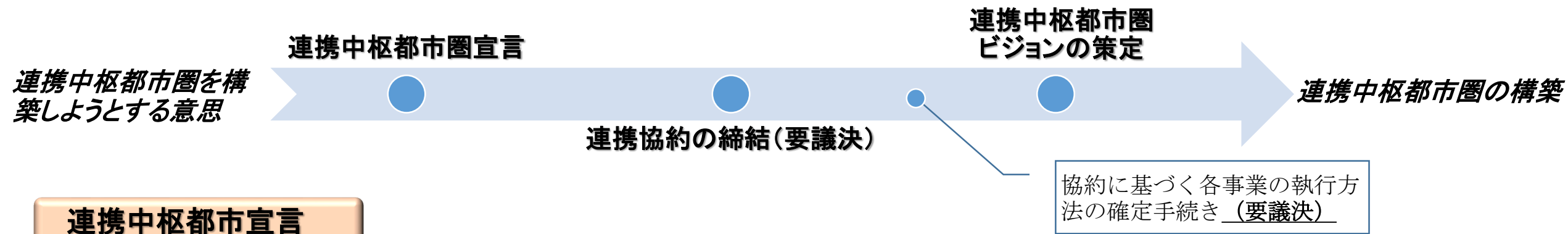
本市は**0.11で対象外(2市合併の場合も0.10で対象外)**



- は、地方中枢拠点都市のイメージ
(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
②昼夜間人口比率おおむね1以上)
⇒全国で61都市が該当

○は、三大都市圏

連携中枢都市圏構築の手順



連携中枢都市宣言

- 連携中枢都市宣言書を作成し、圏域の住民全体の暮らしを支える役割を担う意思を表明。(公開の義務)

必須記載事項

- ① 近隣の市町村を含めた圏域全体の経済のけん引等において中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 圏域の現在の人口と将来推計人口(平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したものにに基づくものに限る)
- ③ 圏域内の公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況並びに近隣の市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ④ ③に掲げる都市機能等を活用して、近隣の市町村と連携して取り組むことを想定する分野
- ⑤ 当該連携中枢都市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値(以下「通勤通学割合」という。)が0.1以上である市町村の名称
- ⑥ ⑤のほか当該連携中枢都市の近隣にあって、当該連携中枢都市と連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

連携協約の締結

- 宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定。

必須記載事項

- ① 市町村の名称（宣言連携中枢都市及び1の連携市町村の名称）
- ② 目的（連携中枢都市圏形成の基本的な目的）
- ③ 基本方針（④に規定する事項を中心として様々な分野で連携を図る旨を規定）
- ④ 連携する取組
 - ア 圏域全体の経済成長のけん引
 - イ 高次の都市機能の集積・強化
 - ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(参考)地方自治法抜粋

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあっては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。

5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。

6 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たって当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。

7 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

連携中枢都市圏ビジョンの策定

- **連携中枢都市圏ビジョン懇談会**(産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者)の意見を踏まえ記載。(公開の義務)

必須記載事項

- ① 連携中枢都市圏及び市町村の名称
 - ・連携中枢都市圏の名称
 - ・連携協約を締結したすべての市町村の名称
- ② 連携中枢都市圏の中長期的な将来像
 - ・連携中枢都市圏の将来推計人口
 - ・行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等
 - ・連携中枢都市圏の将来像(連携中枢都市圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含む)
- ③ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組
 - ・連携協約等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容(具体的内容、実施スケジュール、各事業各年度の事業費見込み等)
- ④ 具体的取組の期間
 - ・当該期間は、**おおむね5年間**(毎年度所要の変更を実施)
- ⑤ 成果指標

連携中枢都市圏形成の動き

(※表内はH28. 5. 1時点)

	圏域名	連携中枢都市	都市圏ビジョン	構成市町村数	圏域人口	連携中枢都市人口
1	播磨圏域連携中枢都市圏	姫路市	H27. 4. 5	8市 8町	1, 327, 193人	536, 270人
2	備後圏域	福山市	H27. 3. 25	6市 2町	875, 682人	461, 357人
3	高梁川流域連携中枢都市圏	倉敷市	H27. 3. 27	7市 3町	783, 035人	475, 513人
4	みやざき共創都市圏	宮崎市	H27. 5. 12	1市 2町	428, 716人	400, 583人
5	久留米市広域連携中枢都市圏	久留米市	H28. 2. 23	4市 2町	459, 623人	302, 402人
6	みちのく盛岡広域連携中枢都市圏	盛岡市	H28. 3. 25	3市 5町	481, 699人	298, 348人
7	石川中央都市圏	金沢市	H28. 3. 28	4市 2町	723, 223人	462, 361人
8	長野地域連携中枢都市圏	長野市	H28. 3. 29	3市 4町 2村	554, 256人	381, 511人
9	下関市連携中枢都市圏	下関市	H28. 3. 29	合併1市圏域	280, 947人	280, 947人
10	大分都市広域圏	大分市	H28. 3. 29	7市 1町	787, 663人	474, 094人
11	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏	高松市	H28. 3. 30	3市 5町	593, 743人	419, 429人
12	熊本連携中枢都市圏	熊本市	H28. 3. 31	5市 10 町2村	1, 116, 317人	734, 474人
13	広島都市広域圏	広島市	H28. 4. 1	11市 13町	2, 341, 287人	1, 173, 843人
14	北九州都市圏域	北九州市	H28. 4. 18	6市 11町	1, 425, 339人	976, 846人
15	しずおか中部連携中枢都市圏	静岡市	H28. 4. 28	2市	859, 446人	716, 197人

○連携中枢都市宣言済み、ビジョン策定中：岡山市(政令市)、新潟市(政令市)、八戸市(施行時特例市(H29. 1. 1から中核市))

○連携中枢都市圏形成を目指す圏域(総務省「新たな広域連携促進事業」委託団体)：郡山市(中核市)、山形市(施行時特例市)

連携協約への位置付けを要する取組

- 地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、次の**3つの役割**を果たすことが必要。

圏域全体の経済成長のけん引

高次の都市機能の集積・強化

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

この3点の位置付けは必須

● 圏域全体の経済成長のけん引の取組例

- aからdに掲げる事業(全て)について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定

a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備

産学金官民が一体となった「経済成長戦略会議」の設立。

産学金官民一体となった経済戦略の策定及びフォローアップ。

b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

圏域の特性を活かした様々な分野での起業促進やイノベーションの実現、異分野異業種交流の取組。

圏域の企業が、ものづくり技術を活用し、ご長寿産業等の新たな分野への参入や新たな製品開発等の取組への支援。

c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大

地場製品の生産拡大につながる販路開拓や地域の原材料を活用した新商品開発への支援、町家・古民家の保存・再生・活用等の取組。

第1時次産業の担い手確保、生産基盤の整備、地域間・異業種連携によるブランド化等の取組。

異業種間のマッチング等、関係団体・機関と連携し販売戦略等をアドバイス及びコーディネートできる人材の育成。

d 戦略的な観光施策
観光資源の魅力向上や広域観光周遊ルートの形成、情報発信力の強化のほか、外国人観光客の受入体制の整備等、誘客拡大に向けた取組。
広域観光ルートの研究や設定、観光客受入体制の整備、効果的プロモーション等の取組。
e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策
圏域内での就業機会の拡大等、圏域全体の経済成長を目的とした取組。
地元企業への就職促進のため、高等教育機関及び地元企業と連携し、地元企業の特長及びニーズを学生たちが享受する機会を創出する等、雇用のミスマッチを抑制する取り組みの推進。

● 高次の都市機能の集積・強化の取組例

- aからcに掲げる事業(全て)について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定

a 高度な医療サービスの提供
救急医療体制の整備等、高度な医療サービス提供に向けた取組。
救命救急センターやがん医療等、高度医療の提供体制の充実、圏域内の公立病院等との連携強化、医師・看護師の確保、教育、研修の充実等。
地域災害拠点病院を災害の影響を受けにくい地域への移転支援。
b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
圏域内外から通勤・通学・通院・観光等で訪れる人々の利便性の向上のため、高度な中心拠点の整備及び公共交通網の構築。
都市機能等の立地に関する計画策定、広域的な公共交通網の整備や公共施設のあり方の調査研究。
c 高等教育・研究開発の環境整備
高等教育・研究開発の環境整備等、将来を担う人材育成。
地域に貢献する人材育成のため、高等教育機関及び企業等が連携しキャリア教育を推進、再就職を支援する学びなおしの場の創出等、就業を支援。
d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策
交流人口状況の調査・分析等、高次の都市機能の集積を目的とした取組。

● 圏域全体の生活関連機能サービスの向上の取組例

- A、B及びCの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する取組を規定
これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することが可能

A 生活機能の強化に係る政策分野	
a 地域医療	健康寿命の延伸につながる地域医療の充実、医療介護の広域連携を踏まえた高齢者等への介護サービスの充実等に向けた取組。(b含む)
	休日・夜間診療施設の運営支援のほか、救急センター及び在宅当番医制の運営。
	健康診査の共同実施と内容充実に向けた調査研究。
b 介護	介護認定審査会の共同設置。
c 福祉	障がい者への自立支援や子育て支援の充実等、福祉向上に向けた取組。
	産前産後の母子支援や、発達に課題のある子どもへの支援(子ども発達支援センターの共同運営など)等に取り組み、子育て支援サービスの向上に向けた環境整備を推進。
	障がい者基幹相談支援・虐待防止センターの運営。
d 教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備、スポーツ活動機会の充実、文化財保護のほか公共施設の相互利用に向けた取組。
e 土地利用	規模や地域特性を活かした都市空間の再形成等に向けた取組。
f 地域振興	にぎわいの創出や地場産業の振興、企業誘致、観光資源の開発等、地域振興に向けた取組を行う。

g 災害対策

災害対策の推進や環境保全推進への取組。

災害時における、物資の提供及び職員の派遣等の相互実施。

広域消防の運営。

h 環境

廃棄物の広域的処理を検討する会議の開催やCO2削減運動に係る圏域の市町、企業、団体等への啓発の取組。

環境保全団体への支援。

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

a 地域公共交通

圏域住民の移動手段確保のほか、利便性向上や救急医療体制の機能向上に向けた道路等の交通インフラ整備・維持の取組。

b ICTインフラ整備

ICTを活用した利便性の向上やテレワーク推進に向けた、ICTインフラの整備に向けた取組。

c 道路等の交通インフラの整備・維持

圏域における公共交通体系とデマンド交通のあり方の研究及び各市町間のデマンド交通の調整。

市町界に係る道路・河川等の効率的かつ効果的な整備。

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全安心の確保や地域経済循環のため、圏域の生産者や消費者等の連携による地産地消の推進に向けた取組。

農林水産物のブランド化並びに地産地消及び地産外商の推進。

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏等からの人口流入を図るため、IJUターン及び定住の促進に向けた取組。

圏域外からの住民の移住促進のため、UIJターンの希望者に対するPR活動を始め、学生を対象にしたインターンシップの実施等。

aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

a 人材の育成

圏域マネジメント能力強化のため、圏域市町の職員の人材育成や人事交流等の取組。(C含む)

b 外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

合同研修や人事交流の実施。

様々な課題に対応するための行政間担当者会議の設置。

aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

播磨圏域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- ・ 播磨広域連携協議会を構成する13市9町に「新たな広域連携モデル構築事業」への参加を呼びかけ、近隣の7市8町が参加。
- ・ 総務省「新たな広域連携モデル構築事業」モデル都市に選定され、播磨圏域経済成長戦略会議等の開催を重ねて、平成27年4月には連携する6市8町と連携協約の締結及び播磨圏域都市圏ビジョンの策定を行った。
- ・ 平成27年12月には、新たに赤穂市との連携協約の締結を行った。

苦労した点

- ・ 合併の前段階の連携や連携中枢都市のみが活性化するのではないかと考える市町があり、連携について慎重となる意見もあった。
- ・ 自治体によっては、1部署、1担当が多岐に渡って事業を担当しており、具体の事業の打合せに、いつも同じ職員が来る事態を避けるため、特に経済関係の連携事業は、姫路市の各課で同じ日に打合せを設定して対応した。



圏域全体の経済成長のけん引

播磨地域ブランド事業について

播磨圏域が取り組む「はりま地域ブランド」の確立を推進するため、地域資源に係る客観的な各種データ等の収集・分析、それに基づくブランド戦略の仕組みづくり及び「はりま地域ブランド」認知度向上と販売促進を図るための情報発信、プロモーション等を行う。

費用は姫路市が負担。

(例)東京・浅草に圏域全体をPRするアンテナショップの設置・運営



圏域の企業誘致の促進

圏域への企業誘致を促進し、圏域の産業振興、雇用確保を図るため、各市町の地域経済、工場適地等、企業誘致環境のポテンシャルに関する調査及び広域企業誘致パンフレットの作成等を行う。

さらに、姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町の情報(土地情報・優遇制度)も提供することで、圏域内への企業立地を促進している。



【臨海部に集積する企業群】

高次の都市機能の集積・強化

JR姫路駅前の整備とネットワークづくり

播磨圏域の中心にふさわしい都心づくりに向け、JR姫路駅周辺において、魅力ある商業施設や付加価値の高いサービス産業、国際的・広域的な情報交流を促進するコンベンション機能を備えた施設の設置などを検討。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

図書館の相互利用促進事業

平成27年11月より、圏域の7市8町の図書館の相互利用を開始圏域内住民であればいずれの図書館においても貸し借りができるような仕組みを構築。蔵書の共通検索システムの導入等についても協議。

(全36館 約334万冊の図書が利用可能)

運営費は、各市町が負担する。

成年後見支援センター運営事業

姫路市が成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するため設置・運営している「成年後見支援センター」(姫路市社会福祉協議会に委託)について、圏域内の神崎郡3町における住民等も対象とし、共同利用の形で相談業務等を行う。

運営費は姫路市が負担。

高梁川流域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月:「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月:60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

苦勞した点

- 関係者(倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学金官民の各関係機関等)に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



圏域全体の経済成長のけん引

経済成長戦略推進事業

産学金官民で構成する「高梁川流域経済成長戦略会議」を運営し、圏域の経済成長に向けた調査・研究を実施するとともに、経済成長に向けた戦略、事業について協議する。事業費の大半は倉敷市の負担。

⑳は、戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業を圏域で実施予定。

データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュアル化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

㉑は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手+圏域の企業等を対象にセミナーを実施。㉒は先行型交付金が採択された(50百万円)。

地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信する。

事業費は倉敷市の負担。

流域ソーシャルイノベーション推進事業

ソーシャルビジネス支援センター(仮称)を設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施。事業費は倉敷市の負担。



移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。事業費は倉敷市の負担。